

お助けペイメント利用規約

株式会社お助けペイメント

本利用規約（以下「本規約」という。）は、株式会社お助けペイメント（以下「乙」という。）が提供する支払サイト短縮サービス（以下「本サービス」という。）の利用条件を定めるものです。本サービスを利用する者（以下「甲」という。）は、本規約に同意したうえで本サービスを利用するものとします。甲が本規約に同意することにより、乙との間で本規約に定める法的効力が生じます。

第1条（定義）

本規約において、以下の用語はそれぞれ以下の意味を有するものとします。

- 「譲渡対象債権」：甲が乙に譲渡する売掛債権をいう。売掛金に関する成因証書に記載された債権を指す。
- 「適格債権」：原則として商品の納品及び（必要な場合）検品が完了し、当該売掛金が支払われることが確定している確定債権をいう。売掛金に関する成因証書に記載された各債権がこの要件を満たすものとする。
- 「譲渡代金」：譲渡対象債権の譲渡に係る対価をいう。
- 「手数料」：甲が乙に支払う本サービスの料金をいう（本規約に別段の定めがある場合を除く）。
- 「本件業務委託」：甲が譲渡対象債権に関する売掛金（以下「売掛金」という。）の回収及び乙への送金を行う業務（回収業務・送金業務）であり、甲と乙の間で別途合意する業務委託内容をいう。

第2条（適用範囲）

本規約は、甲が本サービスを利用する際の一切の関係に適用されます。甲は本サービスの申込時に本規約に同意したものとみなされます。

第3条（申込および必要書類）

- 甲は、所定の申込手続きに従い乙が別途定める必要書類（売掛金に関する成因証書原本/写し、通帳写し、代表者の身分証明書等）を提出するものとします。
- 乙は、提出書類及び乙の審査基準に基づき、譲渡対象債権の譲渡の受入可否を判断します。審査結果は乙の裁量により決定され、乙はその理由を開示する義務を負いません。
- 甲は、提出書類に虚偽又は重要な事実の不告知があった場合、乙が当該申込を拒絶し、既に譲渡対象債権の譲渡が行われている場合には本規約に基づく各種救済を受

けることに同意します。

第4条（譲渡の成立）

1. 甲は、売掛金に関する成因証書に記載された適格債権を乙に譲渡し、乙はこれを承諾するものとします。譲渡の成立時点は、乙が別途定める承認通知を甲に送付した時点とします。
2. 本件は2者間または3社間の譲渡として取り扱われ、原則として債権譲渡登記は行わないものとします。さらに、当該譲渡に関して甲と乙の間で契約が成立している2者間ファクタリングの場合、原則として譲渡対象債権に基づく甲の債務者（以下「売掛先」という。）への譲渡通知は不要とします。ただし、甲乙が別途書面で合意した場合はこの限りではありません。

第5条（表明保証）

甲は、譲渡対象債権の譲渡時点において、以下を表明し保証するものとします。違反があった場合、甲は乙に対して損害賠償責任を負うものとします。

1. 譲渡対象債権は適格債権であり、真実かつ正確であること。
2. 譲渡対象債権は第三者に譲渡されておらず、担保に供されていないこと。
3. 譲渡対象債権に関して差押え、仮差押え、強制執行その他の法的手続が存在しないこと（存在する場合は事前に乙に書面で開示済みであること）。
4. 提出した書類は真実かつ正確であること。
5. 本規約に基づく報告義務その他の義務を誠実に履行すること。

第6条（ノンリコースの原則）

1. 乙は、原則として本規約に基づき譲渡された譲渡対象債権について甲に対するリコース（返還請求等）を行わない（ノンリコース）ものとします。
2. ただし、以下の場合は甲は乙に対して責任を負うものとします。
 - (1) 第5条に定める表明保証に違反した場合。
 - (2) 甲による不正・詐欺があった場合。
3. 前項に該当する場合、乙は当該違反により生じた損害の賠償を甲に請求し、甲は当該損害を賠償するものとします。

第7条（報告義務）

1. 甲は、譲渡期間中および譲渡対象債権処理完了後一定期間（別途定める期間）にわたり、乙に対し下記事項を速やかに書面（電子メール含む）で報告する義務を負います。
 - (1) 売掛先の経営状況に関する重要な事象（資金繰りの悪化、与信格下げ、代表者交

代、大口取引先の喪失、差押え等)。

- (2) 売掛先の支払遅延、支払条件変更の打診、倒産手続開始の可能性などの不穏な動き。
- (3) 第三者からの当該債権に関する異議申立てや差押え通知等の発生。
2. 甲が前項の報告義務を怠り、これにより乙に損害が生じた場合、甲は乙に対して当該損害を賠償するものとします。また、乙は本規約に基づき違約金及び実損害の請求を行うことができるものとします。

第8条（業務委託（回収・報告））

1. 甲と乙は、甲が売掛金の回収を行う場合、当該回収業務について甲は乙から委託を受けるものとし、本規約が定める運用フローに従って業務を行うものとします。
2. 甲は、売掛金が甲の口座に入金された場合、当該入金の事実および入金額を速やかに乙に通知するものとします。甲は回収業務に関する全ての記録（入金記録、督促履歴等）を保存し、乙の求めがあるときは速やかに提供するものとします。
3. 乙は、必要と判断した場合、甲に対し債務者への通知手続または債権譲渡登記手続を要請できるものとし、その手続に要する費用は原則として甲の負担とします。
4. 甲が本条に基づく報告義務を故意または過失により怠り、これにより乙に損害が生じた場合、甲は乙に対して当該損害を賠償するものとします。

第9条（手数料・譲渡代金）

1. 譲渡対象債権の手数料率および譲渡代金の算定方法は、甲と乙との個別合意によるものとします。標準手数料率は乙が別途公表する場合があります。
2. 乙は、譲渡承認後又は本規約に基づく譲渡が成立した場合、譲渡対象債権の額面金額から (i) 甲が合意した手数料および (ii) 当該振込に要する振込手数料を控除した譲渡代金を、甲が指定する金融機関口座へ送金するものとします。
※ 譲渡代金 = 譲渡対象債権の額面金額 - (手数料 + 振込手数料)
3. 乙は、前項の譲渡代金を、譲渡承認日から起算して原則 3 営業日以内に甲の指定口座へ振込むものとします。ただし、審査結果、書類不備、システム上の制約その他やむを得ない事由がある場合はこの限りではなく、乙は遅延の理由と時期を甲に通知します。
4. 乙が前項の振込を行う際に実際に発生した振込手数料の負担については、原則として甲が負担するものとします。
5. 甲は、乙から譲渡代金（支払額）の振込を受領するまで、譲渡対象債権に関する入金状況・回収状況に関して乙の求めに応じて最大限協力するものとします。
6. 譲渡代金の支払に関して甲と乙の間に異議が生じた場合、両当事者は誠実に協議のうえ解決を図るものとし、必要に応じて両当事者により当該譲渡金額・手数料の再計算

を行うことができます。再計算により甲に過誤があると認められた場合、甲は当該過誤相当額を乙に返還するものとします。

第 10 条（資料提出義務）

甲は、乙の合理的な求めに応じて、譲渡対象債権に関する請求書原本、取引契約書、通帳写し、その他必要書類を速やかに提出するものとします。

第 11 条（遅延損害金）

甲が本規約に基づく金銭債務（第 8 条第 2 項の送金を含む）を履行しない場合、甲は乙に対して年率 14.6% の遅延損害金を支払うものとします。遅延損害金は、実際の延滞日数に応じて日割りで計算されます。

第 12 条（違約金）

1. 甲が本規約に違反した場合（特に第 5 条の表明保証違反、第 7 条の報告義務違反、第 8 条の送金義務違反等）、甲は当該違反に対して違約金として譲渡対象債権額の 10%（または別途甲乙間で書面により定めた別額）を乙に支払うものとします。
2. 前項の違約金は、乙が被った実際の損害賠償請求を妨げるものではなく、実損害が違約金を上回る場合には乙はその超過分について別途請求できるものとします。

第 13 条（秘密保持）

甲及び乙は、本規約または本サービスに関連して知り得た相手方の業務上の秘密を第三者に開示又は漏洩してはならない。但し、法令に基づく開示義務がある場合、または弁護士・会計士等専門家への開示が必要な場合はこの限りでない。

第 14 条（再譲渡・担保設定の禁止）

甲は、本規約に基づき譲渡した譲渡対象債権について、乙以外の第三者へ譲渡し、又は第三者のために担保提供しないことを表明保証するものとします。万一これに反した場合、甲は乙に対して生じた一切の損害を賠償する責任を負います。

第 15 条（監査・検査）

乙は、甲に対して譲渡対象債権に関する書類の閲覧・複写の請求、並びに業務履行状況の確認を行うことができ、甲はこれに最大限協力するものとします。

第 16 条（会計・税務上の取扱い）

1. 本規約に基づく資金の流れ及び会計・税務上の取扱いは、甲及び乙それぞれの会計

基準及び税務判断に従うものとします。

- 手数料の計上時期・方法等の会計処理については甲乙各自の顧問税理士と協議のうえ処理するものとします。

第17条（免責）

- 乙は、以下の事由により甲または第三者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとします。
 - 甲又は売掛先その他第三者の行為（不正、欺瞞、遅延、支払不能等）に起因する損害。
 - 通信回線、電力、コンピュータ機器、第三者サービス（電子署名サービス、銀行等）の障害、停止又は遅延により本サービスの全部若しくは一部の提供が遅延又は不能となったことに起因する損害。
 - 天災地変、法令の制定改廃、戦争、暴動、ストライキ、テロ等の不可抗力に起因する損害。
 - 本サービスに掲載される情報の正確性、完全性、有用性についての保証に基づく損害（但し、乙が明示的に別途保証した場合を除く）。
 - 間接損害、特別損害、逸失利益、機会損失、期待利益の損失その他の派生的損害（直接損害に付随・派生する損害を含む）に関する一切の責任。
- 前項の定めにかかわらず、乙が本規約に基づき負う責任が認められる場合における乙の賠償責任の総額は、当該事案に関して甲が乙に対して支払った譲渡対象債権譲渡に係る手数料の総額（又は当該譲渡対象債権額のいずれか低い方）を上限とするものとします。
- 乙は、甲が本サービス利用に関連して受領した第三者（売掛先等）からの主張、差押え、権利主張その他の紛争について、甲の求めに応じて必要な情報を提供することがあるが、当該第三者との紛争について乙が紛争の当事者となり解決責任を負うものではなく、当該主張・紛争等については、甲の責任及び費用負担にて対応し解決するものとします。
- 甲は、自らの責めに帰すべき事由により生じた損害については、自らの責任において解決するものとし、乙に対して一切の請求を行わないことに同意する。

第18条（不可抗力）

天災地変、法令の制定改廃、戦争、暴動、テロ、ストライキ、通信網の障害その他不可抗力事由により本規約の履行が困難になった場合、当該当事者はその責を負わないものとし、速やかに相手方に通知するものとします。

第 19 条（利用規約の変更）

乙は、必要と判断した場合には本規約を変更できるものとし、変更後の規約内容及び効力発生日について、本サービスに関するウェブサイト又は乙のウェブサイトにて告知し、または乙所定の方法により告知するものとします。甲は、効力発生日以降に本サービスを利用したときは、変更後の規約に同意したものとみなされます。

第 20 条（地位の譲渡等）

1. 甲は、乙の書面による事前の承諾がある場合を除き、本規約に基づく権利若しくは義務又は契約上の地位について、第三者への譲渡、承継、担保設定、その他一切の処分をすることはできません。
2. 乙が本サービスに係る事業を第三者に譲渡する場合、乙は、かかる事業譲渡に伴い、本規約に基づく権利及び義務並びに契約上の地位（乙が保有している甲の情報を含みます。）を当該第三者に譲渡することができるものとし、甲は予めこれを承諾します。

第 21 条（分離可能性）

本規約のいずれかの条項又はその一部が、法令等により無効又は執行不能と判断された場合であっても、本規約の残りの規定及び一部が無効又は執行不能と判断された規定の残りの部分は、継続して完全に効力を有し、乙及び甲は、当該無効若しくは執行不能の条項又は部分を適法とし、執行力を持たせるために必要な範囲で修正し、当該無効若しくは執行不能な条項又は部分の趣旨並びに法律的及び経済的に同等の効果を確保できるように努めるものとします。

第 22 条（準拠法・裁判管轄）

本規約の解釈及び適用は日本法を準拠法とし、本規約に関して生じる紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上

2025 年 9 月 8 日 制定

2025 年 9 月 12 日 改訂